

平成28年度実施 指定管理者制度導入施設モニタリング結果

施設名		東村山市子育て総合支援センター(ファミリー・サポート・センター)			
導入年月日		平成24年4月1日	現行の指定期間	平成24年4月1日～平成29年3月31日	
指定管理者		東村山市子どもNPOユニット	市所管課	子ども家庭部子ども総務課	
指定管理料(28年度予算/27年度決算)		47,128,000円/46,740,000円(ころころの森と合算)			
				総合評価	
シート項目	業務の履行	<ul style="list-style-type: none"> ・執行体制は、常勤他総勢5名で年度協定書の人員を確保している。 ・月次報告も「ひろば」と合同ではあるが、センターの独立頁を設け十分になされている。 			A
	維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリーサポートセンターは「子育てひろば」の一室にあり、安全性の確保・緊急避難訓練等は共同で実施している。 ・維持管理面で特に問題点・課題はみられない。 			A
	サービスの質	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情記録は保存されているが、ファミリーサポートセンターに関する直接の苦情ではなく、会員双方の依頼内容の勘違いから来る些細な案件であり懸念無い。 ・危機対応の最大の課題は、子供さんの預かり時間中の不注意による事故の防止等で、双方の会員に入会時の研修および依頼時・受託時に再度注意喚起をしている。 			A
	個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> ・適正に実施されている。 			A
	経営状況	<ul style="list-style-type: none"> ・月次会計報告は適正になされ、年度末の予算実績対比の報告も十分整合性がとれている。 ・ファミリーサポートセンターが所有する備品の台帳との突合も経理規程が遵守されている。 			A
講評等	<ul style="list-style-type: none"> ・センターの主たる業務は、子供の預け希望会員(依頼会員)の要望に合った会員(提供会員)の早期マッチングであり、職員一同にその趣旨は徹底されている。 ・危機対応としては、提供会員の不注意による事故発生防止に特化される。この点では、会員の入会登録時さらに実際のお子さんの預け・預かり時に、センターより厳重な注意の確認を双方会員に求めている。 ・「子育てひろば」内の一室で事業を行い、利用者を含めて原則入室が禁止されており、個人情報の保護は厳重と言える。 ・収支決算は月次で「子育てひろば」と同時になされており問題ない。またセンター運営のNPOが主に管理し、経理規程等に準拠しており懸念無い。 ・計画的な事業運営面でも、月次報告等から適正と判断できる。 ・前年度、月次報告合計と年度決算報告に一部不突合が見られたが、今年度は改善され懸念無い。 				